

I Tを活用した循環型地域づくり基盤整備事業費

159百万円(155百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

電子マニフェストシステムは、情報管理の合理化、偽造がしにくく行政の監視業務の合理化につながる等のメリットがあり一層の普及拡大が必要である。

平成21年度は、平成18年1月19日にIT戦略本部により取りまとめられた「IT新改革戦略」で掲げられた「平成22年度における電子マニフェストの利用割合50%」という目標の達成に向け、引き続き普及促進のための各種事業を集中的に行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図るとともに、システム障害を回避すべく使用増加に対応するシステムの強化等を実施する。

2. 事業計画

- (1) ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会（普及啓発事業）の実施
電子マニフェストのメリット、運用方法について関連事業者には十分周知するため、電子マニフェストの説明会を開催し、関連事業者には周知を図る。
- (2) 電子マニフェストシステムの機能強化
電子マニフェストの使用が、今後、順調に増加した場合、現行の電子マニフェストシステムの計画値を上回るアクセス件数、データ処理量となるため、データベース構造等を見直し、使用増加に対応できるシステム強化を図る。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上
排出事業者の処理責任の認識の徹底
排出事業者・処理業者の情報管理の合理化
行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

背景

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議
産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、
電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)における達成目標
平成22年度までに、大規模排出事業者について交付されるマニフェストの80%
(排出事業者全体については50%)を電子化できるようにする。

電子マニフェストの普及に向けて

紙マニフェストに比べた利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。
偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

現在の普及状況

マニフェストの年間使用枚数
4千万～5千万件のうち、
電子マニフェストの利用割合
約5%(平成18年度実績)

重点普及目標

大規模排出事業者(建設業、
製造業、電気業、ガス業等)を
中心に普及促進を図る。

普及目標

平成20年度における利用割合最大30%
平成22年度における利用割合50%

普及方策

既存施策

電子化普及促進プランの策定等
電子マニフェストシステムの高速度化・大容量化
普及啓発事業(ビデオ、冊子、大規模排出事業者向け説明会等)

新規施策

普及啓発事業(ブロック別・業界別電子マニフェスト研修会の実施)
電子マニフェストシステムの機能強化